2018年10月1６日

山崎匡

議案第８３号「（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業の事業契約を締結するについて」の反対討論を、日本共産党宇治市会議員団を代表して行います。

本議案は、太閤堤跡の史跡保存と宇治橋周辺整備を目的に、（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園（以下「歴史公園」という）の整備運営事業にあたって、施設の設計、建設、工事監理と、その後15．5年間の維持管理、運営を含め約２０年にわたって民間事業者に委ねるＰＦＩ手法で事業を行うため、市が選んだ優先交渉権者であるＮＥＣグループ（宇治まちづくり創生ネットワーク）と契約を結ぶためのものです。

以下反対の理由を述べます。

**反対の第1の理由は、宇治市が２０１８年度から今後４年間で８５億円の収支不足になるとして市民サービス切り下げ、公共料金を軒並み値上げする一方で、総額８８億円をかけて歴史公園の事業を行うのは、市長の政策判断と税金の使い方が間違っているからです。**

歴史公園は宇治市にとっては大事業です。市は昨年、歴史公園のＰＦＩ事業の予算２５．４億円の債務負担行為が議決されたのち、２０１８年度から今後４年間で８５億円の収支不足になるとの財政見通しを示しました。さらに、１８年度予算で「財政難」を理由に敬老会や針あんま等助成事業など福祉・暮らしの予算をバッサリ削り、７月からは、コミセンや駅前駐輪場など７０の公共施設使用料を軒並みに引き上げました。来年以降も指定有料ゴミ袋制の導入や町内会などへの古紙回収助成の廃止、集会所の統廃合など、さらなる市民サービスのカットを行おうとしています。歴史公園の事業が市民サービスを削減、負担増を推し進めてでも行う施策なのかと多くの市民が批判しています。

収支不足で市民サービス切り捨て、公共料金の負担増を押し付けながら、一方で総額８８億円の歴史公園に予算を投じるなど、まさに市長の政策判断と税金の使い方とが誤っています。財政健全化というのであれば、歴史公園事業をこそ見直して、税金の使い道は市民の暮らし優先にすべきです。

**反対の第2の理由は、市が明確な説明も根拠も示さず、観光客が増える、人口増が起こりうるとして巨額を投じようとしていることがおかしいということです。**

市は歴史公園の事業について、「本市の未来に向けた成長戦略として積極的に取り組む必要があると考えており、歴史公園はその中心的役割を担う施設である」としていますが、一般質問でその効果などについて具体的な説明を求められても、「具体的な根拠を示す分析はない」と答弁しています。さらに、市は当初、歴史公園についての経済波及効果、観光入込客、市税収入の増加、市民の定住促進など、様々な効果は事業者の提案が出ていない段階で算出するのは困難と述べていました。その後、市が優先交渉権者として選んだ１者の提案が出されてからも、歴史公園の効果などいずれも算出するのは困難というのみで、具体的に算出しようと取り組んだこともない事が明らかになりました。市の成長戦略の中心的役割としながらその数字的な根拠すら示さず、あたかも「風が吹けば桶屋が儲かる」かのような論法で言葉だけの効果を並べることは市の事業としても、議会や市民への説明責任を果たすということについてあまりにも無責任です。

**反対の第3理由は、ＰＦＩ手法で事業を行うことについて、市も議会もまったく関わることができずチェック機能が働かないことと、ＰＦＩ手法は自治体の財政コストの縮減ができ安くつくとしていることに関してもなんら証明されていないためです。**

　歴史公園事業のＰＦＩ手法は、施設の設計、建設、工事監理と、その後15．5年間の維持管理、運営に至るまで約２０年にわたって民間事業者に委ねるもので、市や議会がほとんどノータッチとなります。市と事業者が交わした仮契約書にはミュージアム入館料や貸し会議室使用料は料金の上限だけ条例で定めておけば、事業者が料金を自由に定めることができる「利用料金制」が明記されています。公共施設の使用料は条例で定められその変更も議会の議決が必要ですが、利用料金制では適正な料金かどうか議会がチェックすることができません。また、茶体験室の利用ならびに事業は全てが事業者の裁量で行われ独占的利用となり市も議会もまったく手が出せません。合わせて事業者を１５．５年間の長期にわたり指定管理者として施設の維持管理、運営を行わせる事も仮契約書には明記されていますが、利用料金制も指定管理期間の変更もいまだ公共施設運営検討委員会に検討を委嘱している段階で市の方針すら決まっていないのに歴史公園での導入が決定事項として進んでおり問題です。

　市の事業者募集に対し、NECグループとフージャースホールディングスグループの２者から応募があり、市はＮＥＣグループを優先交渉者に選びました。どちらのグループの計画が優れているかは両方の提案を見なければ判断できませんが、議会には１者の事業者提案しか提出されていません。

優先交渉権者の選定過程も極めて不透明です。選定委員会の会議録は第1回目から2年以上経過しても作成すらされませんでした。委員の求めで会議録要旨が作成され提出されたのは議案が提案されたあとで、選定委員会の議論の経過はまったく不明という内容でありました。これもＰＦＩ手法の問題です。

ＰＦＩ手法による財政の縮減効果について、市は、民間に委ねる方がはるかに効果があると言っていますが、まったくそのような事がないのは明らかです。市が歴史公園を観光特化する見直しを行っていこう出された計画概要は、17年6月1日の「（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園の計画概要について」という図書のみであり、要求水準書もこの図書に基づいて作成されています。この図書によると、市の従来方式では、建設費69．４億円、維持管理・運営費18．6億円で、総事業費は計８８億円となっています。この８８億円から収入の１４．８億円を差し引くと73．2億円です。また、維持管理・運営費から収入を引いた３．８億円を運営期間で割った年間約２４００万円が市の実質負担とされています。ところが、本議案資料として提出された契約概要によると、ＰＦＩ事業では、事業費６７．８億円、維持管理・運営費２０．６億円で、総事業費は計８８．４億円と増加しており、市も認めています。この８８．４億円から収入の１４．２億円を引くと７４．２億円と市の従来方式より１億円も増加しています。さらに維持管理・運営費から収入を差し引くと６．４億円となり、従来方式より２．６億円も増加しています。市の負担を年間にすると２４００万円から４１００万円に負担が植えていることが明らかです。また、ＶＦＭについても事業前の不確かな数字を入れて算出したものであり、今回のＶＦＭについて事業終了後に検証されることはありません。ＰＦＩ方式が従来方式と比べ優位で事業費が削減できるとは何ら証明されていないのです。

**反対の第４の理由は、市の議会に対する報告のあり方や議案提案、議決の求め方がおかしいからです。**

市が議会に提出した事業者の提案書は、ＮＥＣグループの提案書のみです。歴史公園事業の事業者提案書は募集要項で提案書を「議会に報告する」としていたにもかかわらず、議会に提出された提案書は黒塗り、白塗りであり、事業費の根拠となる数字の積算はまったくのブラックボックスです。市は、「公開すれば、事業者のノウハウが公表され、応募事業者に不利益が生じる恐れがある」と非公表の理由を述べています。共産党議員団は、市長の提案が正しいのかどうか徹底した審議のために、黒塗り、白塗りの開示と事業者2者の提案書の開示を求めましたが、市は事業者の利益を優先して開示できないと拒否をしてきました。これでは議会が責任ある判断をすることはできません。さらに、市は議会に丁寧に説明をするとしながら、基本協定書、仮契約書、その他関連資料について議会に報告する機会は何度もあったにも関わらず、議員の求めがあるまで報告すら行っておらずまったく不誠実です。

共産党議員団は、歴史公園の事業を検証するためにも建設水道常任委員会において、昨年の7月以降何度も公聴会の開催、事業者を参考人として招致し意見を聞くことを提案しましたが、残念ながら実現をしませんでした。

市長は歴史公園について選挙で公約し市民の判断を得ていると答弁していますが、８８億円の総事業費を示したうえで市民の声を聞いたことはありません。市の都合に合わせて市民意見を聞いて判断を受けたなどということは、市民と議会を欺くもので到底許すことはできません。

また市長は、すでに事業者と仮契約を結んだ段階まで来たことや都市再生整備計画事業の残された期間を考えると事業契約のタイミングは今でもぎりぎりであると述べています。しかし、仮契約書には、宇治市議会の議決を得た場合にはこれを本契約とすると記されているだけであり、仮契約をした段階だからこの９月定例会のタイミングしかないなどということはまったく事実ではありません。

さらに市長は、都市再生整備計画の計画変更は難しいこと。都市再生整備計画に基づく８億円の交付金の返還をしなければならないと言っています。しかし、歴史公園の事業を含む宇治橋周辺地区都市再生整備計画は２０１５年３月に策定され、ほぼ毎年のように３度も変更されており変更が難しいということはまったく当てはまりません。都市再生整備計画に基づくまちづくり交付金の８億円は、計画が組まれ事業目的と違うものに使用すれば返還が求められることになりますが、この交付金は自治体が比較的自由に使える交付金だと国が推奨した制度であり、概ね計画通りであれば返還の必要はありません。現に宇治市が組んでいる都市再生整備計画は、未だに公民館や市民会館を含めた事業費ならびに来館者数の予測を書いており、宇治市は契約後に計画を変更するので計画変更を行っても交付金返還の義務がないというのは、当局の自らの答弁で明らかになっています。さらに、この交付金事業２８億円程のうち歴史公園事業での交付金は１８億円しか組まれておらず、公民館や市民会館の建て替えについても、市民交流施設として建設する場合には使えるうえ、市民交流の機能を持つ施設を行えば、土地に関わる交付済みの８億円は返還する必要はありません。

まさに市側の都合を並べ立て、あたかも市民や議会に事実を隠すようにして議決を求めるやり方は、議会への対応として間違っておりまことに遺憾というほかありません。

以上の理由から、議案第83号「（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業の事業契約を締結するについて」に反対し討論とします。